

日本共産党区議会議員 **おぐり智恵子** の

議員活動報告

事務所: 中央区日本橋人形町1-10-8
自宅: Tel/Fax 3249-1762

発行・日本共産党中央区議会議員団 Tel 3546-5563
HPアドレス <http://www.jcpchuo-kugidan.jp/>

レポート

No. 394



豊洲移転問題は都政の大問題

地下水管理も機能せず「安全宣言」ありえない

日本共産党中央地区委員会と共産党区議団は11月3日、「豊洲移転問題を考える集い」を開きました。

豊洲新市場の建物下に盛り土がなかった問題で、11月1日に、東京都は2回目となる自己検証報告書を出し、都が地下空間を設ける意思決定をした当時の中央卸売市場の幹部8人（OB含む）を懲戒処分すると発表しました。

連日マスコミでもこの問題が取り上げられ、関心が高い中、集いには市場の関係者や消費者、区民など100名を超す参加者



(写真上) 11月3日「豊洲移転問題を考える集い」に会場いっぱいの参加者
(下) 挨拶するおぐり智恵子



た経過などを報告しました。あわせて、豊洲移転は築地市場の跡地を再開発したいという



豊洲問題を報告する
かち佳代子都議会議員

で会場がいっぱいとなりました。

かち佳代子都議会議員は1989年当時からの経過を踏まえ、築地市場移転に一貫して反対してきた日本共産党の活動を紹介。豊洲新市場の土壌汚染対策をめぐってパネルなどを活用し、都議団が独自調査で盛り土が行われていなかったことを突き止めた経過などを報告

ねらいが動機となっていることなどの問題点を指摘しました。また、盛り土がなかっただけでなく、地下水を管理するシステムも機能せず、安全宣言などありえない状況になっていることを詳しく報告しました。

会場からは「共産党ががんばってきたからこそ、移転を延期させ、いろいろな問題を明るみに出すことができた」「これからも石原元都知事の責任を徹底的に追及してほしい」「安全安心を最優先にすべき」などの声が寄せられました。

認知症高齢者グループホーム「優っくり村中央湊」完成



来年1月に開設される認知症高齢者グループホーム（定員18名）・小規模多機能型居宅介護事業所（登録定員25人）が湊町2丁目に完成しました。

相談・申込み受け付けは
☎ (5712) 3770 (社福) 奉優会事務局
詳しくは「区のお知らせ10月21日号」をご覧ください。中央区HPにも掲載されています。

「浜町ポンプ場」増設計画を発表



(写真) 現在の浜町ポンプ場

【浜町ポンプ場施設概要】

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1. 住所 | 中央区日本橋浜町三丁目44番 |
| 2. 稼働 | 平成元年 |
| 3. 敷地面積 | 約3,430m ² |
| 4. 計画排水量 | 雨水量23.9m ³ /s |
| 5. 排水面積 | 170.45ha |

11月8日の区議会環境建設委員会で、浜町ポンプ場の機能向上を図るため、下水道事業用地として、浜町ポンプ場の隣接地の用地を取得し、ポンプ場を増設、震災時における非常用発電設備も増設する東京都の計画案が報告されました。
 来年2月に都市計画決定し、東京都が土地を取得して整備する予定です。(左図・表は委員会資料より)

選手村用地は10万円/m² = 近隣の10分の1の超安値



(上図) 選手村イメージ (都の資料より抜粋)

2020年東京五輪の経費が膨れ上がり、3施設の見直し検討が行われていますが、晴海に予定している選手村も大きな問題があります。

東京都は五輪選手村予定地である晴海5丁目西地区13万4000m²の公有地を129億6千万円、1平方メートルあたり9万6700円という、超安値で「売却」。この開発計画に特定建築者(三井不動産・住友不動産・三菱地所レジデンス・野村不動産など11社でつ

くったグループ企業)が1グループのみ応募し、決定しました。

用地の盛土や上下水道などのインフラ・道路整備の費用410億円はすべて都の税金で行うことになっています。特定建築者はこの土地に、50階建て超高層マンション2棟を含む24棟、約5650戸のマンションを建設し、2020年以降に分譲販売(一部賃貸)。五輪時には、このうち22棟を選手の宿泊施設として使用しますが、その間は、五輪組織委員会から賃借料が支払われます。

都財政負担は増大する一方、デベロッパーには大サービス。こんな計画では都民の理解や協力は得られません。

都政がわかるDVD

●豊洲市場・東京五輪・保育園待機児童・税金の使い方・・・日本共産党都議団の政策をお知らせする動画がHPからご覧いただけます→<http://www.jcp-tokyo.net/>

「意見、要望」をお寄せください(03-249-1762)

◆無料法律相談◆ 毎月第1・3(火)3時から 要予約 ☎3249-1762